

○令和4年度 運営指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	共通	3 運営	内容及び手続きの説明及び同意	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第9条第1項 岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の1(3)イ	利用者に交付する重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」が記載されていなかったため、記載すること。	恵那県事務所
2	共通	3 運営	内容及び手続きの説明及び同意	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第9条第1項 岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の1(3)イ	利用者に交付する重要事項説明書に記載されている営業日、営業時間が運営規程と相違しているため、正しく記載すること。	恵那県事務所
3	共通	3 運営	内容及び手続きの説明及び同意	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第73条（第9条第1項準用） 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第78号）第72条（第50条の2第1項準用） 岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の1(3)イ	利用者に交付する重要事項説明書に、市の苦情相談窓口として事業所所在地である市町村しか記載されていないため、運営規程で通常の事業の実施地域として定めている市町村の窓口はすべて記載すること。	恵那県事務所
4	共通	3 運営	内容及び手続きの説明及び同意	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第103条（第9条第1項準用） 岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の1(3)イ	利用者に交付する重要事項説明書について、記載されている利用料の額に誤りが散見されるため、正しい額を記載すること。	恵那県事務所
5	共通	3 運営	内容及び手続きの説明及び同意	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第244条、第256条（第9条第1項準用） 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第78号）第237条、第249条（第50条の2第1項準用） 岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の1(3)イ	利用者に交付する重要事項説明書に「事故発生時の対応」が記載されていなかったため、記載すること。	恵那県事務所
6	共通	3 運営	運営規程	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第71条 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第78号）第70条	運営規程に記載されている職員数、利用料に誤りがあるため正しく記載するとともに、重要事項説明書に記載されている内容と整合性を図ること。	恵那県事務所
7	共通	3 運営	緊急時等の対応	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第27条	利用者の病状の急変など、緊急時に速やかに必要な措置を講じることができるよう緊急時対応マニュアル等を整備すること。	恵那県事務所
8	共通	3 運営	勤務体制の確保等	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第30条第4項 岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の1(3)ト(エ)	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じること。	恵那県事務所
9	共通	3 運営	勤務体制の確保等	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第30条第1項 岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の1(3)ト(7)	月ごとに作成している職員の勤務表について、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。	恵那県事務所
10	共通	3 運営	秘密保持等	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第33条第2項	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。	恵那県事務所
11	共通	3 運営	利用料等の受領	平成12年6月1日老発第509号「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（照会）」及び同年6月8日課所4-10「平成12年6月1日老発第509号照会に対する回答」 平成12年11月16日老振発第73号「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」	利用者に交付する領収書に「医療費控除の対象となる金額」の記載がなかったため、医療費控除の対象者に対しては、領収書に「医療費控除の対象となる金額」を記載すること。	恵那県事務所
12	共通	3 運営	サービスの提供の記録	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第20条第2項 岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の1(3)コ(イ)	介護サービスを提供した際は、提供日及び具体的なサービス内容、利用者の心身の状況等必要な事項を記載しなければならない。 サービス提供の記録を確認したところ、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況等必要な事項の記載漏れがあったため、漏れなく記載すること。	恵那県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
13	共通	3 運営	掲示等	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第32条第1項 岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の1(3)ヌ(7)	事業所内の掲示について、運営規程の概要は掲示されているが、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示がされていないため掲示すること。	恵那県事務所
14	共通	3 運営	掲示等	岐阜県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第32条第1項 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第78号）第54条の4第1項	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	恵那県事務所
15	共通	3 運営	非常災害対策	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第100条第1項 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号 厚生労働省老健局総務課長他通知） 防災情報を5段階の「警戒レベル」により提供することの社会福祉施設等への周知（令和元年6月6日 厚生労働省老健局高齢者支援課他事務連絡）	水害・土砂災害に対処するための非常災害対策計画において、利用者の避難を開始する目安として「警戒レベル3（高齢者等避難）」が各市町村において発令された段階とすることを明記し、避難開始のタイミングを職員が認識しておくこと。	恵那県事務所
16	共通	3 運営	非常災害対策	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第100条第2項	消火・避難訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。	恵那県事務所
17	共通	3 運営	避難確保計画に基づく避難訓練	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第5項	避難確保計画に基づく避難訓練を年1回以上実施した際は、その結果を市に報告すること。	恵那県事務所

○令和4年度 運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第24条第1項、第2項第1号、第2号 岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の1(3)セ(7)	訪問介護計画に具体的なサービス内容等が記載されていなかった。 訪問介護計画の作成に当たっては、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにすること。 また、利用者の同意が確認できない事例があったため、書面により同意を得ること。	恵那県事務所
2	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第24条第2項第4号	訪問介護計画の作成後、計画に係る目標の達成状況が記録されていなかったため、記録するとともに、達成状況に基づき、必要に応じて訪問介護計画の変更を行うこと。	恵那県事務所
3	訪問介護	4 報酬	2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）別表1の注6	2人の訪問介護員等により訪問介護を行う場合において、利用者又はその家族等の同意を得ていることが確認できないため、訪問介護計画書に2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことを記載し、利用者又はその家族等の同意を得たうえで行うこと。	恵那県事務所
4	訪問介護	4 報酬	訪問介護費	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）別表1の注1 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第24条第2項第4号	訪問介護費の算定について、実際に要した時間で算定している事例が確認されたため、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で算定すること。	恵那県事務所
5	訪問看護	3 運営	訪問看護計画書の作成	岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第68条第2項第1号	訪問看護計画書が居宅サービス計画書の内容に沿って変更されていない事例が確認されたため、必要に応じて変更すること。	恵那県事務所
6	訪問看護	4 報酬	複数名訪問加算	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）別表3の注4	2人の看護師等による訪問看護を行うことについて、口頭で説明して同意を得ている事例が確認されたため、訪問看護計画書に明記する等により同意を得ること。	恵那県事務所
7	訪問看護	4 報酬	複数名訪問加算	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）別表3の注4	2人の看護師等による訪問看護を行うことについて、居宅サービス計画書や医師の指示書等で確認していた。訪問看護計画書に明記する等により同意を得ること。	恵那県事務所
8	訪問看護	4 報酬	ターミナルケア加算	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）第2の4(18)④	ターミナルケアの提供において、次の事項が訪問看護記録書に記録されていなかったため、記録すること。 ・療養や死別に関する家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録。	恵那県事務所

○令和4年度 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	4 報酬	事業所規模の確認	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）別表6の注1</p> <p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日平12老企第36号）第2の7(4)</p>	<p>通所介護費の算定にあたっては、前年度において通所介護費を算定している月（3月を除く）の1月あたりの平均利用延人員数を算出し、事業所規模の区分を確認することとされている。</p> <p>事業所規模の確認がされていないため確認を行うこと。</p> <p>なお、確認の結果該当する区分に変更がある場合は、体制届を届出すること。</p>	恵那県事務所
2	通所介護	2 設備	変更届	介護保険法第75条第1項	<p>従前の申請、届出において事業所の区画に含まれていない部分をデイルームとして使用していることが確認された。</p> <p>事業所の建物の構造、専用区画等に変更が生じた場合は、変更後10日以内に変更届を提出すること。</p>	恵那県事務所
3	通所介護	4 報酬	ADL維持等加算	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）別表6の注12</p> <p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日平12老企第36号）第1の5</p>	<p>ADL維持等加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定する申出の届出がされているが、運営指導日時点において算定していないことが確認された。</p> <p>算定要件等を確認のうえ、今後も算定を行う予定がない場合は、算定しない旨の届出を行うこと。</p>	恵那県事務所

○令和4年度 運営指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	福祉用具貸与	4 報酬	軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与費の算定	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）別表11の注4</p> <p>指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）別表9の注4</p> <p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日平12老企第36号）第2の9(2)</p> <p>指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号：別紙1 第2の10(2)</p>	<p>軽度者（要介護1及び要支援の者）に対する指定（介護予防）福祉用具貸与費を算定する場合は、妥当性を判断するための基本調査の結果の確認として、当該軽度者の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という）を入手し、サービス記録と併せて保存することとされている。</p> <p>調査票の写しが入手されていないため、軽症者に対して算定する場合は調査票の写しを入手し、サービス記録と併せて保存すること。</p>	恵那県事務所
2	福祉用具貸与	3 運営	サービス提供の記録	<p>岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第244条（第20条準用）</p> <p>岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の11(3)コ（第3の1(3)コ準用）</p>	<p>福祉用具貸与のサービス提供の記録には、利用者の心身の状況その他必要な事項も記録すること。</p>	恵那県事務所
3	福祉用具貸与	3 運営	計画の作成	<p>岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第237条</p> <p>岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の11(3)ウ</p>	<p>福祉用具貸与計画が作成されていない事例があった。利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成すること。福祉用具貸与計画を作成した場合には、当該計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付すること。</p> <p>また、福祉用具貸与計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。</p>	恵那県事務所
4	特定福祉用具販売	3 運営	計画の作成	<p>岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第77号）第254条</p> <p>岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の12(3)オ</p>	<p>特定福祉用具販売計画が作成されていない事例があった。利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成すること。この場合において、福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成すること。</p> <p>また、計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、計画を利用者に交付すること。</p>	恵那県事務所